

件名	仕様発注方式について
受付日	令和5年1月4日
ご意見・ご提案の概要	<p>岐阜県が実施する工事は、仕様発注方式（詳細仕様を確定させた工事仕様書に基づいて、緻密な積算により予定価格を策定した上で、施工を発注する方式）で発注している。これは「設計・施工の分離の原則」が浸透しているからであるが、この方式では、工事仕様書に従った施工で生じた不具合の責任は、発注者が負うことになる。民間の技術力が官庁より優れている今日では、性能発注方式（実現を求める要求要件を規定した要求水準書に基づいて、見積書の徴収・査定により予定価格を策定した上で、設計と施工を一括発注する方式）を適用すべき。</p>
県の考え方	<p>岐阜県では、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、工事の内容や規模、地域的・社会的条件を考慮して多様な入札及び契約の方法を行っています。そして、仕様発注を行う場合には、工事発注前に十分な調査・設計を行っているほか、工事着手後に生じる自然現象の変化への対応等についても、必要に応じて追加調査や設計変更を行い、不具合なく所定の品質が確保されるようにしています。</p> <p>また、民間の優れた技術力を生かすため、技術提案や技術所見を求める総合評価落札方式も積極的に活用し、品質向上を図っているところです。</p> <p>今後も、公共工事の各種条件に応じ、性能発注方式も含め多様な方式の中から、適切な入札及び契約の方式を選択し、運用してまいります。</p>
担当課	県土整備部 技術検査課